令和８年（フ）第１１３号
山口県山陽小野田市大字埴生290番地１105、住民票上の住所山口県山陽小野田市大字埴生2194番地１　ロイヤルパレス・ラ・ノビアＢ棟102号
債務者　岡元　美希（旧姓髙岡）
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第２７４号
愛媛県松山市松前町２丁目３番地11　第３マンションふじ805号
債務者　大原　敦子
１　決定年月日時　令和８年９月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８３号
愛媛県松山市余戸東３丁目３番30号
債務者　中矢さおり
１　決定年月日時　令和８年９月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６１号
佐賀県小城市芦刈町芦溝859番地９
債務者　田中　幸代
１　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３９６号
熊本市西区八島２丁目９番３―506号　県営八島団地
債務者　秋葉　洋子
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４３１号
熊本市南区南高江４丁目１番13―242号
債務者　佃　　和人
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３４６号
宮崎市青葉町118番地１　シールド青葉103号
債務者　清水　雄佑
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２２３号
沖縄県中頭郡読谷村字喜名242番地１
債務者　神元　弘守
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２６２号
沖縄県沖縄市越来１丁目13番37号　高良アパート201号室
債務者　仲間　利一
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２６９号
沖縄県宜野湾市愛知３丁目16番62―404号　サンリットヒルズＹ・Ｇ
債務者　金城　充乃
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２７３号
沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜465番地　Ｂｏ＋Ｃｏｎｃｅｐｔ202号室
債務者　武　　祐子
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第４８号
沖縄県国頭郡国頭村字奥間2040番地21
債務者　大田　洋子（旧姓山城）
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第５３号
沖縄県名護市字宮里872番地24　レジデンスひるぎ　105号室
債務者　仲尾　節子
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第５４号
沖縄県名護市字宮里872番地24　レジデンスひるぎ　105号室
債務者　仲尾　哲夫
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第５５号
沖縄県国頭郡本部町字嘉津宇31番地１　町営住宅嘉津宇団地　102号室
債務者　末吉　理沙
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第２６号
沖縄県宮古島市平良字西仲宗根３番地20　コーポアクトワン201
債務者　中崎　政幸
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
那覇地方裁判所平良支部